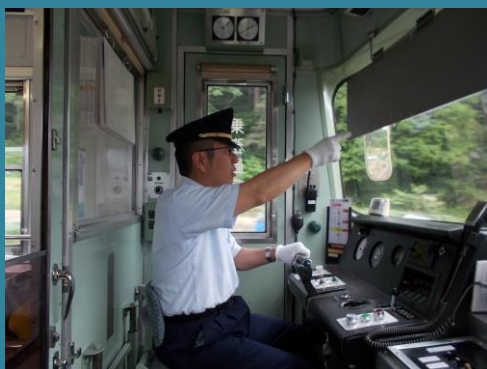


安全報告書

－ 2018 －

【 鉄 道 】



アルピコ交通株式会社

この安全報告書は、2017 年度に実施した当社鉄道輸送の安全確保のための取り組みや安全の実態を取りまとめたものです。皆様のご意見・ご感想をお寄せ下さい。

目 次

■安全運行の誓い（安全報告書の公表にあたって）	2
1. 輸送の安全確保に関する基本的な考え方	3
(1) 安全基本方針	
(2) 安全行動規範	
(3) 2017年度の安全方針・目標・重点施策	
2. 安全管理体制	4
(1) 安全の確保に関する体制	
(2) 各管理者等の役割	
(3) 経営責任者による職場巡視	
(4) 運輸安全マネジメント推進会議	
(5) 内部監査の実施	
3. 事故・障害に関する報告	6
(1) 鉄道運転事故	
(2) 輸送障害	
(3) インシデント（事故の兆候）	
(4) 行政からの指導	
(5) 列車妨害等の発生	
4. 安全確保のための取り組み	8
(1) 踏切道の安全対策	
(2) 車両の安全対策	
(3) その他の安全対策	
(4) 安全教育関係	
(5) 各安全運動への取り組み	
(6) ヒューマンエラーやヒヤリハットに対する取り組み	
(7) 乗務員の健康管理体制	
5. ご利用のお客様、沿線の皆様との連携とお願い	13
(1) 鉄道に親しみを持っていただくために	
(2) 事故防止等への取り組み	
(3) テロや列車妨害行為等防止へのご協力とお願い	
(4) こども110番の駅	
(5) 踏切通行時のお願い	
(6) 線路へ接近しての作業	
(7) 安全確保のための作業	
■安全報告書へのご意見等について	15

【アルピコグループ経営理念】

アルピコグループは、
信州に暮らす人々とその素晴らしい自然環境を愛し
「安全・安心」「便利」「快適」
「楽しさ・ときめき」「知識」の提供を通じて
豊かな地域社会の実現に貢献します。

■ 安全運行の誓い（安全報告書の公表にあたって）

皆様には日頃からアルピコ交通をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

弊社は2020年に創業100年を迎えさせていただきます。これもひとえに、長年に亘り弊社をご利用いただいていたお客様や地域の皆様のご支援と多くの先人の方々の努力の賜物と心より感謝申し上げます。

運輸事業を営む弊社の使命は、お客様への『安全・安心』の提供でございます。これは、その裏付けとなる『法令遵守』と共に、いかなる場合も決して逸脱してはならない最重要事項として銘記しております。『安全・安心』を確実に提供するためには、全ての社員が高い安全意識を持って業務に臨むことが不可欠です。弊社は【安全はすべてに優先する】を安全方針として掲げ、全社員一丸となって安全運行に取り組んでおります。

安全の取り組みに終わりはありません。これまで支えていただいた感謝の気持ちを未来につなぎ、ご利用のお客様や地域の皆様のご理解ご協力を受け賜りながら、永く地域社会に貢献できるよう努力する所存でございます。

この報告書は鉄道事業法第19条の4に基づき、2017年度に実施した弊社の安全管理の取り組みや実態について自ら振り返るとともに、皆様に広くご理解いただくために公表するものです。皆様方の声を輸送の安全に役立てるため、率直なご意見を頂戴できれば幸いです。



アルピコ交通株式会社
代表取締役社長

三澤 洋一

1. 輸送の安全確保に関する基本的な考え方

アルピコ交通では、当社の経営理念でもある『安全・安心』なサービスの提供を第一に考え、輸送の安全を確保するための基本的な姿勢を示した「安全基本方針」及びその行動の基本となる「安全行動規範」を定め、役職員に周知・徹底し、安全輸送に努めています。

(1) 安全基本方針

安全第一の意識をもって事業活動を行える体制の整備に努めるとともに、鉄道施設、車両及び職員を総合活用して輸送の安全を確保します。

(2) 安全行動規範

- ① 一致協力して輸送の安全確保に努めること。
- ② 輸送の安全に関する法令及び規程をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行すること。
- ③ 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めること。
- ④ 職務の実施に当たり、憶測に頼らず確認の励行に努め、疑義のある時は最も安全と思われる取扱いをすること。
- ⑤ 事故・災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、すみやかに安全適切な処置をとること。
- ⑥ 情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保すること。
- ⑦ 常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦すること。

(3) 2017 年度の安全方針・目標・重点施策

2017 年度は次の安全方針・目標・重点施策を掲げ、全従業員に周知して目標達成に向け取り組みました。

◎安全方針：「安全はすべてに優先する」

◎目標：「有責事故」および「インシデント」発生 0 件

◎重点施策

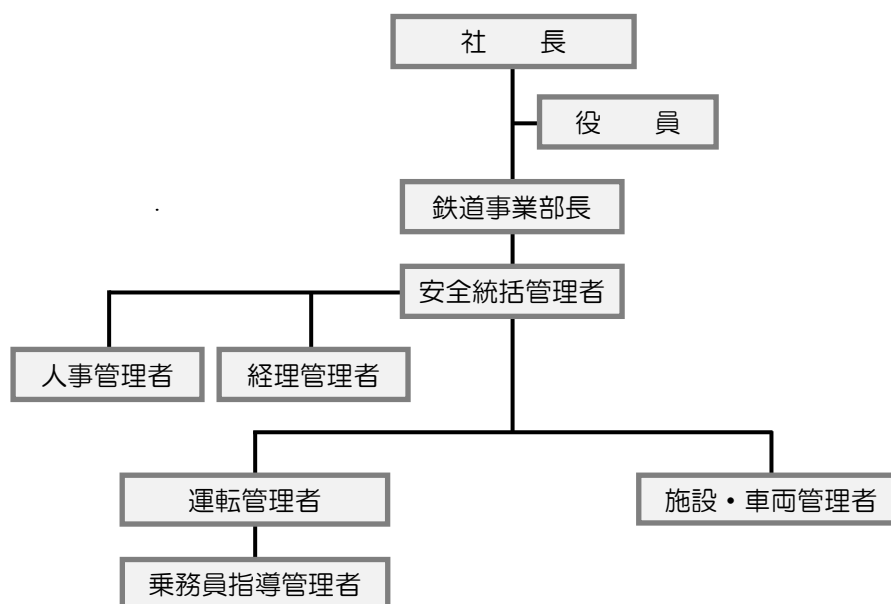
「安全文化の創造」「安全管理体制の充実」「安全性向上施策の推進」を掲げ、事故防止及び安全確保のための教育・訓練の実施、コミュニケーションを密にした風通しの良い風土作り、PDCA サイクルのスパイラルアップによる安全管理体制の確立、施設設備の計画的な更新等の施策に取り組みました。

2. 安全管理体制

(1) 安全の確保に関する体制

当社では、社長をトップとする安全管理体制を構築・運用しています。この組織体制の中で、社長や安全統括管理者、各管理者等の責務を明確にしたうえで、各々が安全確保のための役割を担っています。

< 安全管理体制図 >



(2) 各管理者等の役割

役 職 名	役 割
社 長	輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。
鉄道事業部長	安全統括管理者と一体となり、輸送の安全の確保に関する業務を統括する。
安全統括管理者	輸送の安全の確保に関する業務を統括する。
運転管理者	安全統括管理者の指揮の下、運転に関する事項を統括する。
施設・車両管理者	安全統括管理者の指揮の下、施設・車両に関する事項を統括する。
乗務員指導管理者	運転管理者の指揮の下、運転士の資質の保持に関する事項を管理する。
人事管理者	要員計画を検討する。
経理管理者	予算計画、投資計画を検討する。

（３）経営責任者による職場巡視

経営責任者による職場巡視を定期的に行い、安全管理体制の状況を確認するとともに、現業職員との意見交換を実施してコミュニケーションを図っています。



経営責任者による職場巡視

（４）運輸安全マネジメント推進会議

鉄道運輸安全マネジメント推進会議を四半期ごとに開催し、輸送の状況や運転事故・輸送障害・ヒューマンエラー・ヒヤリハット事案について討議するとともに、四半期毎の安全重点目標を周知することにより、安全管理を行っています。



運輸安全マネジメント推進会議

（５）内部監査の実施

安全管理体制の適合性及び有効性を確認するため、経営管理部門及び現場部門に対する内部監査を実施しています。

2017 年度は、社長及び安全統括管理者等の経営管理部門に対しインタビューによる監査を実施した他、現場各部門についてはインタビュー及び関係書類の監査を実施しました。

安全管理体制は、計画（Plan）⇒実行（Do）⇒評価（Check）⇒見直し改善（Act）の体制（PDCA サイクル）を維持していくことが大切です。安全管理体制については現行の体制を是とするのではなく、経営計画とともに、常に見直し改善に取り組んでいます。



経営管理部門に対する内部監査



現場部門に対する内部監査

3. 事故・障害に関する報告

(1) 鉄道運転事故

2017 年度、鉄道運転事故の発生はありませんでした。

年 度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
事故件数	0	0	0
死傷者	0	0	0
うち死亡者	0	0	0

(2) 輸送障害

2017 年度は、輸送障害が 6 件発生しました。

ご利用のお客様には大変ご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

項 目	輸送障害の内容
輸送障害	○2017 年 5 月 31 日、落雷により信号設備が停電したため、一部の列車に遅れが発生しました。 ○2017 年 7 月 11 日、湊東駅～新島々駅間において強風による倒木が発生したため、一部の列車に遅れや部分運休が発生しました。 ○2017 年 8 月 6 日、落雷により信号設備に故障が発生したため、一部の列車に遅れが発生しました。 ○2017 年 10 月 7 日、下島駅～波田駅間で第 4 種踏切内に侵入してきた自転車と接触し、非常停止した。けが人等は発生していませんが、警察による現場検証等で一部の列車に遅れや運休が発生しました。 ○2018 年 3 月 1 日、湊東駅～新島々駅間において列車が加速しない不具合が発生し、運転を取り止めたため、一部の列車に遅れや運休が発生しました。 ○2018 年 3 月 22 日、波田駅構内及び新島々駅構内において着雪による倒木が発生したため、一部の列車に遅れや部分運休が発生しました。

※第 4 種踏切とは警報機や遮断機がない踏切です。

(3) インシデント（事故の兆候）

インシデントの発生はありませんでした。

(4) 行政からの指導

国土交通省からの行政指導はありませんでした。

(5) 列車妨害等の発生

2017 年度は列車妨害行為等の発生はありませんでしたが、線路への置石・物の放置、列車への投石等の行為については、列車往来危険罪の犯罪行為となり、列車の脱線や非常ブレーキによる負傷者の発生など大事故に繋がりがかねません。

列車妨害行為の未然防止を目的として、当社職員が沿線の学校へ出向いての安全講和の実施や、松本市公共交通協議会と共同制作した上高地線沿線マップに列車妨害防止のコーナーを設ける等、行為防止に関する啓発を行っています。

The image displays a collection of informational materials for the Kamikobuchi Line. It includes a history timeline from 1920 to 2011, a station timetable, and a safety guide. The materials are designed to be informative and engaging, with a focus on safety and historical context.

上高地線のあゆみ (History of Kamikobuchi Line): A timeline from 1920 to 2011, highlighting key milestones such as the opening of the line, the introduction of electric power, and the opening of the new line.

上高地線 駅時刻表 (Station Timetable): A detailed timetable for the Kamikobuchi Line, showing the departure and arrival times for all stations.

上高地線 安全ガイド (Safety Guide): A guide to safety on the line, including information on how to use the line safely, what to do in an emergency, and how to report incidents.

沿線マップによる啓発活動

4. 安全確保のための取り組み

(1) 踏切道の安全対策

上高地線内の踏切数は54箇所あり、踏切の種別内訳は下記のとおりです。

(2018年3月31日現在)

- ・第1種踏切道（警報機・遮断機付き） 47箇所
- ・第3種踏切道（警報機付き） 1箇所
- ・第4種踏切道（警報機・遮断機無し） 6箇所

当社では、踏切道の安全対策として下記の取り組みを行っています。

① 事故防止対策

万が一の際、列車運転士へ踏切の異常を通報する「踏切支障報知装置」を順次設置しています。2017年度は4箇所の踏切に設置しました。

- ・2017年度末 踏切支障報知装置設置踏切数・・・20箇所



非常ボタン



非常ボタン取り扱い方法看板

② 踏切視認性向上－1

道路からの視認性向上および警報中の踏切横断の防止を目的として、全方向型警報灯やオーバーハング型警報機等を導入しています。



全方向型警報灯



オーバーハング型警報機

③ 踏切視認性向上－2

警報中の踏切及び列車接近中の第4種踏切への誤進入防止を目的として反射材付垂れベルトや注意喚起看板を設置しています。



反射材付垂れベルト



注意喚起看板

(2) 車両の安全対策

① 安全設備

事故災害・トラブル等により駅間で停車した場合に、お客様に安全に降車していただくため、避難はしごを搭載しているほか、ホームと車両連結部の隙間からお客様が転落するのを防止するため、転落防止用外幌を取り付けています。



避難はしご



転落防止用外幌

② 車両検査

鉄道車両の故障を未然に防止して安全かつ安定した列車運行を行うため、定期的な点検整備を実施しています。



床下機器整備作業



運転台機能検査

(3) その他の安全対策

① ホームからの転落事故防止

「内方線付点状ブロック」や「ホーム端部注意喚起表示」等の整備を進めています。



内方線付点状ブロック



ホーム端部注意喚起表示

② サービス介助士資格取得・お声かけとお手伝い

ご高齢のお客様やお身体の不自由なお客様に対して、安心してご利用いただけるようにサービス介助士の資格を取得させています。お声かけしてお手伝いする以前からの対応も含め、サービス介助士の講義で習得したことを実践に移しています。

※サービス介助士とは、「公益財団法人日本ケアフィット共育機構」が認定する資格で、介助に関する正しい知識と技術を学んでいる者です。



サービス介助士資格者バッジ



係員によるお手伝い

(4) 安全教育関係

異常発生時等に適切な対応ができるよう、様々な異常事態を想定した訓練を実施しています。2017年度はテロ発生対応訓練、地震対応訓練の他、電車車内での発煙を想定し、関係機関が綿密な連携を図り、人命救助を最優先に迅速かつ的確な初動体制を整えられるよう対応力向上を目的とした事故対応合同訓練を実施しました。

施設保守部門では、協力会社を含めた合同安全講習会を開催し、事故や労働災害等の事例研究を行い事故防止に努めています。



事故対応合同訓練



合同安全講習会

(5) 各安全運動への取り組み

- | | |
|-------------------|-------------------|
| ・春の全国交通安全運動 | 2017年4月 6日～4月15日 |
| ・安全輸送・サービス向上強化旬間 | 8月11日～8月21日 |
| ・秋の全国交通安全運動 | 9月21日～9月30日 |
| ・年末年始の輸送に関する安全総点検 | 12月10日～2018年1月10日 |

各安全運動を契機に、従業員一人ひとりが各職場で何をすべきかを再考することで、輸送の安全性の向上に努めるよう意識の高揚を図りました。

また、各安全運動中は、経営責任者が職場を巡視し、実施状況の確認や指示を行いました。

各運動中の主な取組事項は、次のとおりです。

- ・テロ、列車妨害防止対策による車両、施設、沿線の巡回強化
- ・車両、線路設備、構造物、電気設備の点検整備
- ・利用客乗降時の監視等安全確保の徹底
- ・確実かつ厳正な点呼執行（健康状態、アルコールチェック、指示事項）
- ・規程類の学習、非常・故障訓練の実施
- ・基本動作の再確認及び徹底
- ・経営責任者による職場巡視

(6) ヒューマンエラーやヒヤリハットに対する取り組み

ヒューマンエラーやヒヤリハットが発生した際は、関係者より報告書の提出による周知のほか、防犯カメラの映像を有効活用し、危険事例の共有・水平展開等を行ない、輸送の安全確保及び向上に努めています。



防犯カメラ



防犯カメラ映像

(7) 乗務員の健康管理体制

乗務員は乗務前に点呼を行っており、点呼執行者から乗務員に対し、指示・伝達を行う他、健康状態の確認やアルコール検知器による呼気測定を実施しています。また、管理者が列車に添乗して指差喚呼等基本動作の実施状況や運転技能、接客態度等を確認し、資質の維持向上に努めています。



点呼時のアルコールチェック



管理者による添乗指導

5. ご利用のお客様、沿線の皆様との連携とお願い

(1) 鉄道に親しみていただくために

日頃鉄道をご利用頂いているお客様や地域の皆様への感謝とともに、鉄道に対するご理解を一層深めていただけるよう、地域の皆様や地元警察にご協力いただき、毎年3月に新村車両所にて「上高地線ふるさと鉄道まつり」を開催しています。



地元警察と連携してのPR活動



お餅の振る舞い



高所作業車の試乗会



太鼓の演奏

(2) 事故防止等への取り組み

交通安全と列車妨害行為の禁止についての啓発を目的として、松本地域公共交通協議会との共催により、小学生を対象とした「電車の乗り方教室」を開催し、参加されたお子様に事故防止や乗車マナー等の呼びかけを行いました。



電車の乗り方指導



乗車マナー指導

(3) テロや列車妨害行為等防止へのご協力とお願い

当社では、テロやいたずら行為の防止を目的として、列車内・駅構内・沿線の巡回等を強化することにより鉄道輸送の安全確保に努めています。

不審物や不審者等を見かけたときは、鉄道係員又は警察へ通報をお願いいたします。

また、線路への物の放置、列車への投石等の列車妨害行為は、列車脱線事故や非常ブレーキによる車内事故が発生する恐れがあるほか、警察による現場検証等により列車の運休や遅延が発生し、多くの皆様へのご迷惑となりますので、絶対におやめください。



デジタルサイネージによる啓発

(4) こども110番の駅

当社では、日本民営鉄道協会等と連携し、登下校時等の安全を確保するため、助けを求めてきた子供を保護する「こども110番の駅」の取り組みを行っています。

「こども110番の駅」実施駅

- 波田駅
- 新島々駅



(5) 踏切通行時のお願い

毎年、踏切への無理な進入による遮断かんの折損や踏切内での停滞等が発生しています。踏切事故防止のため、道路交通法に則り踏切の手前では必ず一旦停止の上、左右を確認していただくとともに、警報機が鳴り始めましたら踏切内へ進入しないよう皆様のご協力をお願いいたします。

踏切内及びその周辺で異常・非常事態が発生した際は、踏切支障報知装置の「非常ボタン」を強く押してください。

なお、踏切支障報知装置が未設置の踏切で異常・非常事態が発生したときは、すみやかに新島々駅

【TEL 0263-92-2511】までご連絡をお願いいたします。



踏切内での停滞

(6) 線路へ接近しての作業

鉄道線路沿いには高圧電線等が架設されており、電線に接触すると人命にかかわるほか列車の運休や遅延等が発生し、多くの皆様へのご迷惑となります。また、感電事故だけでなく線路脇物品の倒壊や鉄道施設の損傷等により、列車の運行に多大な支障をきたす恐れがあります。

上高地線の近くでの工事をご計画される施主・施工者の皆様におかれましては、お早めにアルピコ交通(株)鉄道事業部【TEL 0263-26-7311】までご連絡をお願いいたします。

(7) 安全確保のための作業

鉄道の安全を支えていくためには、施設・設備の日常のメンテナンスが不可欠であり、列車を運行していない夜間等に作業を行うことがあります。

それらの実施により沿線の皆様にはご迷惑をお掛けする場合がございますが、鉄道の安全確保に欠かせない作業であることをご理解いただきますとともに、何卒ご協力を賜りますようお願いいたします。



夜間軌道整備作業

■ 安全報告書へのご意見等について

安全報告書へのご感想、当社の安全への取り組み等に対するご意見をお寄せください。下記の他、駅窓口や列車内に備付けの「お客様の声はがき」でも承っております。

アルピコ交通株式会社 鉄道事業部
TEL. 0263-26-7311 (直通) ■ 8:45~17:30 (土日祝日を除く) E-mail ak-tetsudo@alpico.co.jp